動物実験に対する取り組み

医薬品の研究及び開発において必要となる動物を用いた実験の実施にあたり、一般財団法人阪大微生物病研究会では、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成２７年２月２０日）に基づき、動物実験の妥当性を 3Rs[※1] の観点から審査し、適正な自主管理のもとに実施されていることを確認しています。また、動物実験に関する取り組みについては、一般財団法人日本医薬情報センターによる動物実験実施施設の外部評価・認証[※2] を受けています。

※1　Reduction（使用動物数の削減）, Replacement（代替法の活用）, Refinement（苦痛の軽減）
※2　観音寺研究所 Y3 動物試験施設/観音寺研究所瀬戸センター動物試験施設